

引っ越し時の 手続き

見方
厚 厚別区役所で手続き
新 新住所地の区役所で手続き
不要 手続きが不要

<青字> は手続きに必要なもの
 届出人の本人確認書類 = 免許証、保険証など
〔詳細〕 厚別区役所 ☎895-2400 (代表)

項目	転出（厚別区から市外へ）	札幌市内・厚別区内での転居	窓口	担当
住民登録 （住民票の異動）	厚 転出先の住所を確認して転出届を提出 ⇒厚別区で転出証明書を発行 <届出人の本人確認書類>	新 転居後14日以内に転入・転居届を提出 <届出人の本人確認書類> ※新住所は、○番○号、または○番地○（枝番）まで必要	1階 ⑥番	戸籍住民課
印鑑登録	不要 転出届により自動的に廃止 印鑑登録証を返還または自分で破棄	不要 転入・転居届により自動的に住所が更新		
転校（小・中学校）	今までの学校から在学証明書をもらい、転出先の市町村で手続き	新 転入・転居届により入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続き		
国民健康保険 後期高齢者医療制度	厚 転出前に脱退の届け出 <保険証>	新 転居後14日以内に住所変更の届け出 <保険証>	1階 ⑨番	保険年金課
介護保険	厚 転出前に資格喪失手続き。認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください <保険証または資格者証>	新 住所変更の届け出。保険証または資格者証の差し替え <保険証または資格者証>		
国民年金 加入者	第1号被保険者と任意加入者は新住所地で住所変更の届け出	不要 転入・転居届により自動的に更新	1階 ⑩番	
	第3号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）は、配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所に届け出			
受給者	転出先の市区町村に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付	新住所地の区役所に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付		
児童手当	厚 転出前に、受給事由消滅届の提出 <転出証明書>	不要 転入・転居届により自動的に住所が更新	2階 ③番	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	厚 住所変更の届け出 <手当証書> ※新住所地で住所変更の届け出が必要	新 住所変更の届け出 <手当証書、児童扶養手当のみ住宅の状況が分かる書類等>	2階 ④番	
各種医療費の助成 （子ども・重度心身障害・ひとり親家庭）	厚 転出前に受給者証の返還	新 住所変更の届け出 <受給者証>	2階 ②・③番	保健福祉課
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	厚 交通費助成を受けている方は、福祉乗車証などの返還⇒1階⑭番窓口へ ※新住所地で住所変更の届け出が必要	新 住所変更の届け出 <身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳>	1階 ⑬番	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	厚 転出の届け出 <印鑑> ※新住所地で住所変更の届け出が必要	新 住所変更の届け出 <印鑑、身体障害者手帳・療育手帳>		
敬老手帳（65歳以上の方）	不要 敬老手帳を返還または自分で破棄	不要 手帳に新住所をご記入ください	1階 ⑭番	
敬老優待乗車証 （70歳以上の方）	乗車証を返還または自分で破棄 厚 未使用の乗車証については、納入金を返還請求できます	不要 そのまま利用できます		
固定資産税	土地や家屋などの資産が所在する市区町村で住所変更の届け出（電話・はがきでも可）		2階 ⑥番	課税課
原動機付自転車 （125cc以下） 小型特殊自動車	厚 廃車届の提出（他区役所でも可） <印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人の本人確認書類>	不要 転入・転居届により自動的に住所が更新		

※本誌30ページも併せてご覧ください。

区役所から

毎週水曜は厚別ふれあい・ほっと・ステーション（7.6メガヘルツ）午前10時45分から

広告